

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	分野 参考様式 第13-1 号	1枚目	<p>分野参考様式第13-1号</p> <p>飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>飲食料品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）であること。 1号特定技能外国人が、出入国在留管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうちとして次のいずれかに掲げるものを行っていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 中分類 09 食料品製造業 2 小分類 101 清涼飲料製造業 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 4 小分類 104 製菓業 5 細分類 5861 菓子小売業（製造小売） 6 細分類 5863 パン小売業（製造小売） 7 細分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における1号特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。又は、1号特定技能外国人を受け入れていない場合であっても、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 <ol style="list-style-type: none"> 協議会の構成員であること。又は、飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>	<p>分野参考様式第13-1号</p> <p>飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>飲食料品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）であること。 1号特定技能外国人が、出入国在留管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうちとして次のいずれかに掲げるものを行っていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 中分類 09 食料品製造業 2 小分類 101 清涼飲料製造業 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 4 小分類 104 製菓業 5 細分類 5861 菓子小売業（製造小売） 6 細分類 5863 パン小売業（製造小売） 7 細分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における1号特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。又は、1号特定技能外国人を受け入れていない場合であっても、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 <ol style="list-style-type: none"> 協議会の構成員であること。又は、飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>

2

分野
参考様式
第13-2
号

1枚目

分野参考様式第13-2号

飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関
氏名又は名称
住 所
特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

飲食料品製造業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における1号特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
2. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
3. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者 

分野参考様式第13-2号

飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関
氏名又は名称
住 所
特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

飲食料品製造業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における1号特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
2. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
3. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者